

新潟県警察の警察署分庁舎の設置及び運営に関する訓令

平成29年 8 月15日

本部訓令第14号

[沿革] 令和2年11月本部訓令第14号、8年3月第5号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察署に設置する分庁舎の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分庁舎の定義)

第2条 警察署の統合に伴い、統合された警察署の管轄区域の住民の不安を解消し、利便性を確保するため、警察署が処理する事務の一部を取り扱う施設をいう。

(分庁舎の担当区域)

第3条 警察署に設置する分庁舎で勤務する職員（以下「分庁舎員」という。）の主たる担当区域は、次のとおりとする。

分 庁 舎 名	担 当 区 域
新発田警察署胎内分庁舎	胎内市全域

(分庁舎所長)

第4条 分庁舎所長は、新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第60条に規定する任務に基づき、分庁舎が置かれる警察署（以下「本署」という。）の副署長及び課長と連絡を密にし、担当区域内において、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 分庁舎並びに担当区域内に所在する交番及び駐在所（以下「分庁舎等」という。）において取り扱った事件・事故等の初動警察活動及び事案内容の把握に関すること。
- (2) 担当区域内における関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (3) 分庁舎等で勤務する職員の身上指導に関すること。
- (4) 分庁舎における庁舎の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、署長から特に命ぜられたこと。

(決裁及び報告)

第5条 分庁舎等における事務は、あらかじめ分庁舎所長に回議又は報告をした後、本署の課長等の幹部を経て決裁を受け、又は報告をしなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、急速を要するときは、分庁舎所長への報告を省略することができるものとする。ただし、この場合においては、事後速やかにその処理状況を分庁舎所長に報告しなければならない。

(合議)

第6条 本署の副署長及び課長は、分庁舎担当区域の関係機関・団体との連絡調整が必要な事務については、分庁舎所長に合議するものとする。

(当直勤務)

第7条 分庁舎に、新潟県警察の処務に関する訓令（昭和61年本部訓令第14号）第27条

に規定する当直を置くものとする。

2 署長は、分庁舎当直員のうちから上位の階級にある者を分庁舎当直長（分庁舎における当直責任者をいう。以下同じ。）に指定するものとする。ただし、当直員の階級構成上やむを得ないときは、当番の上席警察官とする。

3 分庁舎当直長は、本署当直責任者と連携を密にし、分庁舎当直員及び地域課員並びに分庁舎担当区域で勤務する交番及び駐在所員を指揮して当直中の事務を処理するものとする。

（庁舎の管理）

第8条 分庁舎所長は、分庁舎における防火等に関し必要な措置をとるものとする。

2 署長は、分庁舎員のうちから、新潟県警察防火等管理規程（平成23年本部訓令第5号）第4条に規定する火気取締責任者を指定するものとする。

（公印の保管）

第9条 分庁舎に、新潟県公安委員会公印規程（平成23年新潟県公安委員会規程第2号）別表に規定する公安委員会印（4号印、5号印及び9号印に限る。）及び新潟県警察の公印に関する訓令（平成14年本部訓令第9号）別表に規定する本部長印（圧印に限る。）を備え付けるものとする。

2 分庁舎における公安委員会印及び本部長印（以下「公印」という。）の保管責任者は、分庁舎所長をもって充てるものとする。

3 署長は、分庁舎所長が不在その他の理由により必要があると認めるときは、分庁舎当直長又はあらかじめ指定する職員に公印を保管させるものとする。

（拳銃等の保管）

第10条 分庁舎所長は、新潟県警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令（平成13年本部訓令第20号）第14条の規定に基づき、分庁舎における拳銃、弾及びこれらの付属品（以下「拳銃等」という。）の取扱い責任者として、拳銃等の保管に関する事務を処理するものとする。

2 分庁舎所長は、分庁舎の拳銃格納庫の鍵を保管するものとし、不在となるとき又は退庁するときには、あらかじめ指定する代理者又は分庁舎当直長に拳銃保管点検簿とともに鍵を引き継がなければならない。

3 退庁後及び休日（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する休日をいう。）の拳銃等の保管取扱いは、分庁舎当直長又は代理者が代理して行うものとする。

（車両の管理及び使用）

第11条 分庁舎所長は、新潟県警察車両管理及び安全運転に関する訓令（昭和51年本部訓令第10号）第6条に規定する副署長等の職務に任じ、安全運転管理者として分庁舎における車両の管理及び使用に関する事務を処理するものとする。

2 分庁舎所長は、分庁舎において管理する車両の鍵を保管するものとし、不在となるとき又は退庁するときには、車両の鍵をあらかじめ指定した補助官又は分庁舎当直長に引き継がなければならない。

（総合運用の原則）

第12条 署長は、本署員及び分庁舎員の総合運用を図り、管内住民の安全安心の確保に

努めなければならない。

- 2 本署員及び分庁舎員は、相互に連携して連絡調整を図るとともに、署長の指揮監督の下に、各種警察活動の推進に努めなければならない。

(細目的事項)

第13条 この訓令の施行に関し必要な細目的事項は別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和2年11月17日本部訓令第14号）

この訓令は、令和2年11月24日から施行する。

附 則（令和8年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。